

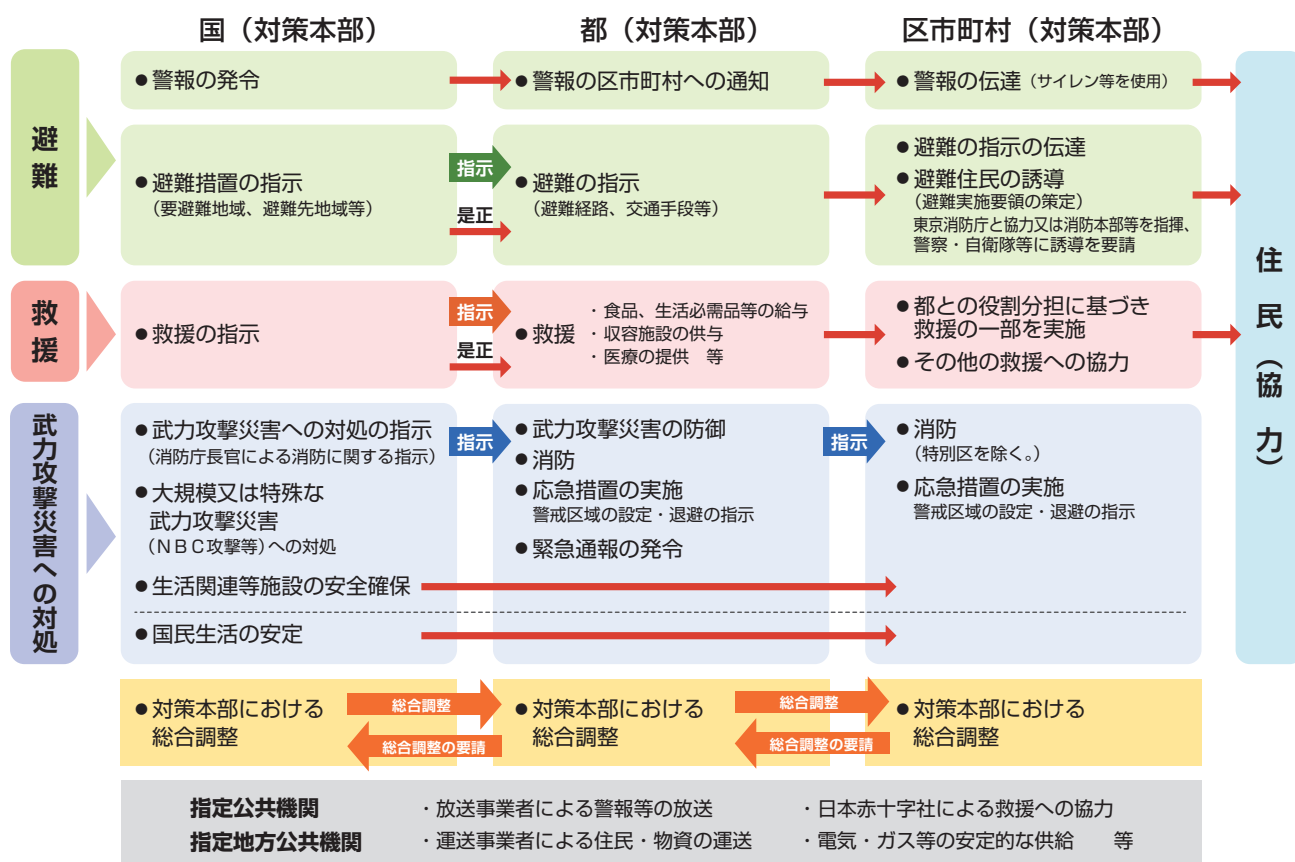
新宿区国民保護計画

武力攻撃や大規模テロ等に備えて

国民保護法とは？

「国民保護」についてご存知ですか？国民保護とは、国民保護法（平成16年9月施行）に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。こうした国民保護措置を迅速・適切に実施するために、区では、平成19年3月に「新宿区国民保護計画」を策定し、平成20年4月、平成28年4月に一部を変更しました。

国民保護に関する業務の全体像



国、都、区市町村、指定（地方）公共機関等が相互に連携

対象とする事態

武力攻撃事態

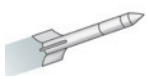
着上陸侵攻



ゲリラ・特殊部隊による攻撃



弾道ミサイル攻撃



航空攻撃



緊急対処事態

危険物を有する施設への攻撃
（ガス貯留施設等）



大規模集客施設への攻撃
（駅、列車、劇場等）



大量殺傷物質による攻撃
（炭疽菌、サリン等）



交通機関を破壊手段とした攻撃
（航空機による自爆テロ等）



1 平素からの備え

組織・体制の整備

- ▶ 災害発生時の体制を活用しつつ、24 時間即応可能な体制を作ります。
- ▶ 警察・消防をはじめ、東京都や近隣区、指定公共機関など、関係各機関との連携体制を作ります。
- ▶ 警報や避難措置の指示等の迅速かつ確実な通知・伝達のため、**Em-net や J-ALERT 等の情報通信手段や安否情報システムの的確な運用・管理を行います。***

物資・資材の備蓄

- ▶ 災害対策用の備蓄物資を活用していきます。国民保護措置のため、特に必要となる物資については、都と連携して対応します。

国民保護に関する啓発

- ▶ 区民、地域の団体、事業者に対し広報誌、パンフレット、ホームページなどを通じて、継続的に啓発を行います。
- ▶ 区職員に対する訓練を災害時の訓練と連携し継続的に行っていきます。

2 被害の最小化

区は、都、施設管理者と連携協力して、武力攻撃等に伴う被害をできるだけ小さくします。

退避の指示

住民の生命・財産の保護または災害の拡大防止のために退避の指示を行います。

警戒区域の設定

住民の生命・身体に対する危険防止のために警戒区域を設定し、立ち入りを制限または禁止します。

応急公用負担等

武力攻撃災害への対処措置のために緊急の必要がある場合に、土地・建物・工作物等を一時使用することがあります。

消防に関する措置

消防による消火、救助及び救急の活動が適切に行われるように、警察等と連携して必要な措置を講じます。

3 大規模テロ等への対策

区は、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や国内外の注目が集まる 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、大規模なテロ等への対処を重視します。*

危機管理体制の強化

- ▶ 住民の生命・財産の保護または災害の拡大防止のために、区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設へ、退避の指示を行います。
- ▶ 都が作成する各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備していきます。
- ▶ 都及び警察・消防・自衛隊等関係各機関と連携し、実践的な図上訓練や実動訓練及び国民保護に関する研修を行っていきます。

危機情報等の把握・活用

都及び警察・消防・自衛隊等関係各機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努めます。また、テロ等の発生事例に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用します。

計画の主な内容

4 避難と救援

初動体制の確保

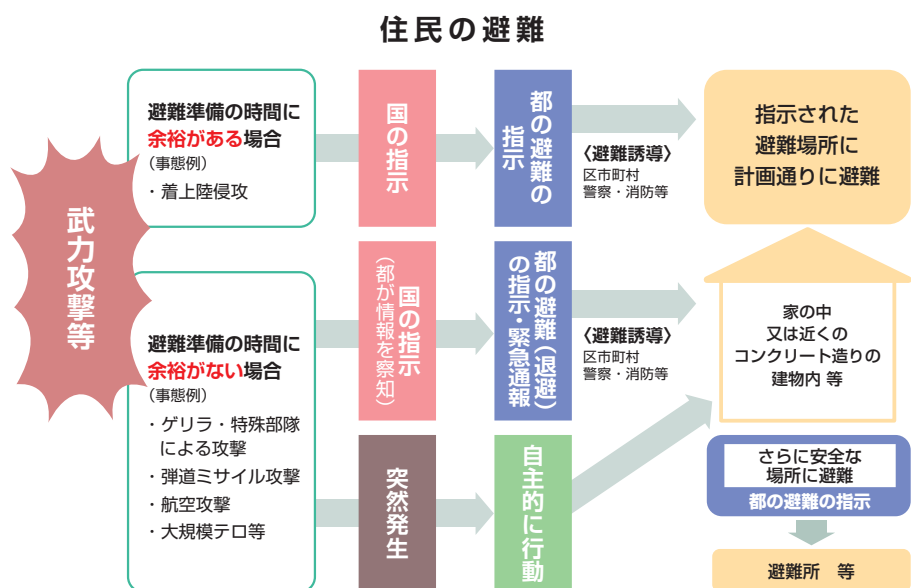
- ▶ 突発的な被害が発生した場合に、政府による事態認定前でも的確かつ迅速に対処するため危機管理対策会議を設置し、関係機関と連携し、初動措置を実施します。
- ▶ 政府から通知があったときは、新宿区国民保護対策本部を迅速に設置し、国民保護措置を実施します。

警報の伝達

- ▶ 警報、緊急通報の通知があった場合、速やかにサイレン・防災行政無線・広報車・ツイッター・ホームページ等の方法を用いて、住民や関係各機関への周知を行います。
- ▶ 政府から通知があったときは、新宿区国民保護対策本部を迅速に設置し、国民保護措置を実施します。

避難住民の誘導等

都知事による避難の指示が行われた場合には、区民等に迅速に伝達するとともに、避難実施要領を策定して、その内容に基づき、関係機関との連携のもと、避難住民を避難先地域まで誘導します。



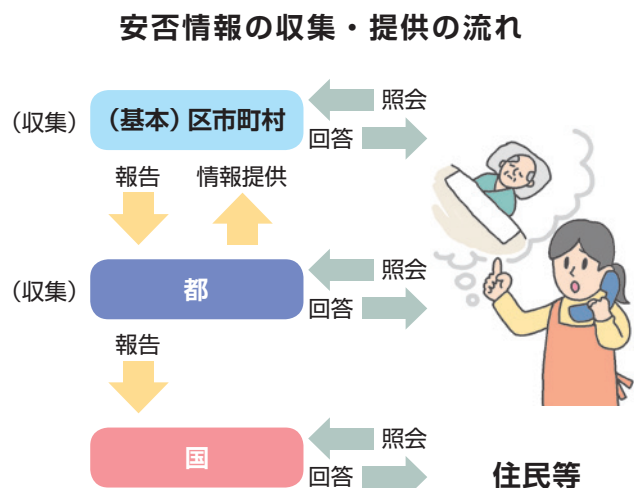
避難住民の救援

都及び関係機関と連携を図りながら、避難所の開設・運営、食料及び生活必需品等の配布等、救援センターを開設し、避難住民への救援を行います。



安否情報の収集・提供

避難住民や負傷または死亡した住民の安否情報を収集し、**安否情報システム**を活用し、*都への報告、照会への回答を行います。



*外国人にの安否情報は日本赤十字社も収集・提供を行います。
(都は収集に協力)

国民保護措置には地域の皆様のご協力が不可欠です

- 都や区が実施する国民保護に関する訓練について、ご理解ご協力をお願いします。
- 不審者や不審物を見かけたら、警察署や消防署へすぐに通報してください。

住民の皆様へのお願い

避難時は、高齢者や障がい者など、要配慮者の方へ支援をお願いします。
避難先では、都や区が行う飲食料の配給などにご協力をお願いします。

事業者の方々へのお願い

日頃から施設の危機管理の強化と区との連携をお願いします。
警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の方々に情報伝達、避難誘導を行ってください。
突発的な事態発生時は、施設内への緊急避難にご協力をお願いします。

Q：家庭では何を備えたらよいですか？

A：基本的に地震に対する備えと同じです。携帯ラジオや数日分の飲食料、身分証明証（運転免許証等）など、各家庭の備えをもう一度確認してください。詳しくは区の冊子「災害に備えて」を参照してください。

Q：どこに避難すればよいのですか？

A：状況によって、様々なことが考えられます。適切な方法を防災行政無線、広報車、インターネット等を通じてお知らせしますので、落ち着いて判断し、行動してください。

Q：訓練は行っているのですか？

A：年に1回または2回、Jアラートの一斉通報訓練を行い、実際に防災行政無線のスピーカーから放送のテストを行っています。また、東京都や関係各機関と連携し、図上訓練や実動訓練を行っています。

Q：自由や権利は保障されるのですか？

A：国民保護措置の実施にあたっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、制限を加える場合でも必要最小限の範囲で、公正かつ適正な手続きのものに行います。また、土地等の使用に係る損失補償や不服申し立てなど権利・利益の救済も行います。

Q：国民保護措置の対象は区民だけですか？

A：区民の方だけではなく、通勤、通学者や観光客、外国人などを含め、区内に居住、滞在する全ての方を対象としています。

Q：詳しく知りたいときは？

A：新宿区ホームページに計画全文が載っています。また、区内の各図書館・特別出張所で閲覧できます。わからないことがあるときは危機管理課（区役所本庁舎4階）までご連絡ください。

国民保護関連サイト

国民保護ポータルサイト
総務省消防庁ホームページ
東京都防災ホームページ

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
<http://www.fdma.go.jp/>
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

▶ 新宿区国民保護計画について

閲覧場所：本庁舎4階危機管理課、行政情報センター、
各特別出張所、各図書館
ホームページ：<http://www.city.shinjuku.lg.jp>

▶ 問い合わせ先：新宿区危機管理担当部危機管理課

電話 03-3209-1111（内線2211）
Fax 03-3209-4069
Email bosai@city.shinjuku.lg.jp